

旅客船の安全確保対策等に関する行政評価・監視 〈改善通知に対する回答〉

当局が平成19年10月29日、「旅客船の安全確保対策等に関する行政評価・監視」の結果に基づき、北海道運輸局及び函館地方海難審判庁に対し改善方を提示したところ、北海道運輸局からは同年12月13日、函館地方海難審判庁からは同年11月27日に、次のとおり改善措置に係る回答がありました。

1 関係行政機関における旅客船の海難事項 の把握の徹底

(1) 北海道運輸局における旅客船の海難事故の把握の徹底

所見表示事項①

北海道運輸局は、旅客船の海難事故を確実に把握し、海難事故の防止を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

○ 旅客航路事業者に対し、旅客船による海難事故が発生した場合、北海道運輸局に速報するよう指導すること

○ 旅客航路事業者が事故を北海道運輸局に速報しない場合にも、確実に事故を把握するため、道外の地方運輸局及び道内の指定市町村と事故情報について、業務の連携を図ること

北海道運輸局の回答

平成19年11月28日～29日に開催した「安全統括管理者及び運航管理者等研修」において、事故が発生した場合は、安全管理規程に基づき運輸局に対し速報するよう旅客航路事業者を指導するとともに、北海道旅客船協会に対し、「旅客船等における安全運航の確保について」（平成19年11月21日付け、北総総第141号）でもって、傘下旅客航路事業者への指導を依頼をした。

また、今後、通常監査時等あらゆる機会を捉えて旅客航路事業者等に対し継続的な指導、確認を進めて参りたい。

国土交通省においては、平成20年度の予算要求において船員法第19条報告と安全管理規程に基づく海難事故報告を電子化し、各地方運輸局間におけるネットワークの構築等に係る予算要求を現在行っているところであり、実現化され次第、道外の地方運輸局と事故情報について、業務の連携が図られることとなる。

また、国土交通省においては、各地方運輸局の実情を把握し、全国の指定市町村へ協力を要請すること等について検討を図ることとしていることから、当局としては、国土交通省の検討結果を待って対応して参りたい。

(2) 函館地方海難審判庁における旅客船の海難事故の把握の徹底

所見表示事項②

函館地方海難審判理事所は、旅客船の海難事故を確実に把握し、事故原因の調査及び審判の申し立ての必要の有無を判断できるようにするため、北海道運輸局との海難事故の報告手続きについて見直し、両行政機関の業務の連携を図る必要がある。

函館地方海難審判庁の回答

貴局の指摘については、函館地方海難審判庁及び同理事所管内のみの問題ではなく、全国的に徹底する必要があることから、中央の海難審判理事所と国土交通省海事局において、海難審判法第 28 条の報告義務について運航労務管理官にも報告義務があることを確認するとともに、運航労務管理官が認知した海難を通報することで合意を得たところである。

平成 20 年 1 月を目途に、具体的な通報体制など海難事故の把握について周知徹底を図って参りたい。

2 北海道運輸局における旅客航路事業者等に対する監査等の的確な実施

(1) 特別監査による海難事故の原因調査の徹底

所見表示事項③

北海道運輸局は、旅客船の海難事故の再発防止を図るため、海難事故の特別監査に合わせて、事業者が事故を発生させた直接原因のほか、事故に至った背景や要因の分析についても実施する必要がある。

北海道運輸局の回答

従来、特別監査に当たっては、旅客船の海難事故の再発防止を図る観点から、旅客航路事業者を対象とした原因分析を中心に実施してきたところであるが、今回の貴局の指摘の趣旨を踏まえ、事業者が事故を発生させた直接原因のほか、事故に至った背景や要因の分析についても、特別監査に合わせて実施するなど一層の充実を図り、海難事故の再発防止に寄与するよう努めて参りたい。

(2) 監査、検査等の的確な実施

所見表示事項④

北海道運輸局は、監査、検査等に基づく指導方法、是正状況の回答の求め方及び是正状況の確認・記録方法に関する規定を策定し、指導及び指導に基づく是正状況の確認・記録を適切に行う必要がある。

北海道運輸局の回答

平成 20 年度の北海道運輸局海上交通監査計画で監査、検査等に基づく指導方法、是正状況の回答の求め方及び是正状況の確認・記録方法に関する規定を策定する方針であり、当年度内に策定する予定である。

3 北海道運輸局における旅客航路事業者等に対する指導の徹底

所見表示事項⑤

北海道運輸局は、旅客航路事業者等に対して、次の事項について、指導を徹底する必要がある。

- ① 車両区域での残留者に関して
 - ・ 一般車両の運転手が車両区域に残留することを防止すること
 - ・ 船長の許可を得て残留する者については、船橋の記録板等に車両番号、運転手等の数を適切な方法で記録すること
 - ・ 各種教育、訓練において、当該航路の実態に応じて車両区域に残留する運転手等を想定して実施すること
 - ・ 非常配置表で車両区域にも旅客誘導担当者を配置すること
- ② 救命設備の整備及び維持管理を適切に行うこと
- ③ 安全管理規程を適切に公表すること
- ④ 設備点検簿に点検項目を適切に設定すること
- ⑤ 非常連絡表を適切に整備すること
- ⑥ その他、次の事項を適切に実施すること
 - ・ 運賃をあらかじめ適切に届け出ること
 - ・ 運賃表及び運送約款等を適切に作成・掲示すること
 - ・ 旅客の遵守事項を適切に掲示すること

北海道運輸局の回答

平成 19 年 11 月 28 日～29 日に開催した「安全統括管理者及び運航管理者等研修」において、①車両区域での残留者の適切な安全対策等、②救命設備の適切な整備及び維持管理、③安全管理規程の適切な公表、④設備点検簿への点検項目の適切な設定、⑤非常連絡表の適切な整備及び⑥運賃の適切な届け出等について旅客航路事業者を指導するとともに、北海道旅客船協会に対し、「旅客船等における安全運航の確保について」（平成 19 年 11 月 21 日付け、北総総第 141 号）でもって、傘下旅客航路事業者への指導を依頼をした。

また、今後、通常監査時等あらゆる機会を捉えて旅客航路事業者等に対し継続的な指導、確認を進めて参りたい。